11

特別な状況での欠席

休んでも欠席扱いにならない場合

感染症で欠席するとき

病気で学校を休む場合に、生徒がかかった病気によっては、学校を休んでも欠席扱いに はならない場合があります。これを「出席停止」といいます。「出席停止」は学校やクラスでの 感染を防ぐためでもありますが、なにより生徒自身の治療と休養のためです。

※出席停止に当たる病気については次頁参照。

忌引きになる場合

親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる (学校を休んでも欠席にならない)場合があります。また、生徒と亡くなった方との続柄によって、 忌引きになる日数が以下のように異なります。

父 母 ••• 七日以内	祖父母 ••• 三日以内	曾祖父母•••一日以内
兄弟姉妹•••三日以内	おじ・おば・・・一日以内	いとこ ・・・ 一日以内

なお、遠隔地に行く必要がある場合は往復日数を加算することもできます。保護者からの連絡を受け、担任のほうで把握して出席簿に記入することになっています。

主な学校感染症とその対応

種別	病名	学校保健安全法による措置(出席停止期間の基準)		
第1種	エボラ出血熱			
	クリミア・コンゴ出血熱			
	ラッサ熱	治癒するまで(流行地域からの帰国者のに注意する)		
	マールブルグ病			
	南米出血熱			
	ペスト	治癒するまで(予防接種の既往を確認しておくことも重要)		
	急性灰白髄炎(ポリオ)			
	ジフテリア			
	重症急性呼吸器症候群	治癒するまで		
	(病原体がSARSコロナウイルス)			
	痘そう			
	鳥インフルエンザ			
	(病原体がインフルエンザウイルスA 属インフルエンザAウイルスであつて その血清亜型がH五N一)	治癒するまで ※「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。		
	中東呼吸器症候群(MERS)	治癒するまで		
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)		
	(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)			
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで		
第2種	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		
	風疹	発疹が消失するまで		
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで		
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	流行性角結膜炎			
hts a TE	急性出血性結膜炎			
第3種	溶連菌感染症			
	ウイルス性肝炎	A型については主要症状が消失するまで (B・C型については停止の必要はない)		
	手足口病	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで		
	ヘルパンギーナ			
	マイコプラズマ感染症			
	流行性嘔吐下痢症			
_	アタマジラミ			
_	水いぼ	通常出席停止の措置は必要ない		
_		通常出席停止の措置は必要ない (皮膚の清潔を保ち、プール、入浴を共にしない等注意する)		